

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～23 (略) (基本使用料の適用)</p> <p>24 (略)</p> <p>25 5G 契約者等は、5G サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>26～47 (略) (注) (略)</p> <p>別記1～別記7 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和6年11月14日経企第3838号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～23 (略) (基本使用料の適用)</p> <p>24 (略)</p> <p>25 5G 契約者等は、5G サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。 <u>ただし、当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>26～47 (略) (注1) (略) (注2) 第25項に規定する当社が別に定める提供条件書は、提供条件書「料金プラン (eximo ポイ活)」とします。</p> <p>別記1～別記7 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>